

■ 熊本県自衛隊退職者雇用協議会について

熊本県自衛隊退職者雇用協議会とは。

- ・会員相互(各企業間)の**連携・親睦を深める。**
- ・自衛隊退職者の雇用促進を図り、併せて**有能な労働力を提供。**
- ・熊本県内**産業の発展に寄与する。**

(平成27年3月4日発足)

当協議会に入会していただくと、次のような特典があります。

- ・退職予定自衛官の求職情報発信
- ・熊本地方協力本部が実施する部隊見学等
- ・熊本地方協力本部が実施する各種行事への優先的案内
- ・企業の皆様との意見交換(懇親会)

・**会費は、必要ありません。**



自衛隊熊本地方協力本部 援護課総括班(一時預り所)

〒860-0047 熊本市西区春日2丁目10番1号

熊本地方合同庁舎B棟3階

096-297-2052

入 会 の ご 案 内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から自衛隊退職者の就職援護に深いご理解とご尽力をいただきまして心より感謝申し上げます。

本日は、熊本県でご活躍中の企業主の皆様方に「熊本県自衛隊退職者雇用協議会へのご加入をお勧めたく、ご案内させていただきました。

本協議会は、自衛隊退職者の雇用促進を図り、合わせて自衛官という有能な労働力を提供して、県内産業の発展に寄与することを目的に、平成27年3月に発足し、484社（平成29年4月19日現在）の入会をいただいております。

また、本協議会に入会いただきますと、自衛隊退職者の求職情報発信、自衛隊機への体験搭乗などの他、自衛隊熊本地方協力本部が実施する部隊見学等、各種行事への優先的案内、定期総会及び意見交換会（懇親会）を行いたいと考えております。

本協議会の規定は、ご案内のとおりですが、1社でも多くの企業主様が加入されることにより、本協議会の充実・発展が図れるものと考えております。

企業主様には、当協議会の趣旨内容をご理解の上、是非ご加入いただきたくご案内申し上げます。

末筆ではございますが、貴社の益々のご隆盛を祈念申し上げます。

熊本県自衛隊退職者雇用協議会

会 長 矢 田 素 史

事務局 取次先

〒860-0047

熊本市西区春日2丁目10番1号

熊本地方合同庁舎B棟3階

自衛隊熊本地方協力本部援護課

電 話：096-297-2052

熊本県自衛隊退職者雇用協議会規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協議会は、熊本県自衛隊退職者雇用協議会（以下「雇用協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、熊本市内に置く。

(目 的)

第3条 本協議会は、会員相互と自衛隊との密接な連携の下に、自衛隊退職者の雇用促進を図り、合わせて有能な労働力を提供して熊本県内産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 就職援護に関する会議の実施
- (2) 隊員に対する地元企業の紹介及び求人情報の提供
- (3) 会員に対する自衛隊の紹介及び退職者情報の提供
- (4) 再就職した隊員の就職後の情報提供
- (5) その他、目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本協議会の会員は、自衛隊退職者を雇用された企業及び入会を希望する企業をもって構成する。

(入 会)

第6条 本協議会の入会を希望するものは、入会申込書を提出して、会長の承認を受けるものとする。

(退 会)

第7条 本会の会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 会員が、退会を申し出た場合
- (2) その他やむを得ない相当の理由があると役員が認めた会員

第3章 役員等

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長（1名）
- (3) 事務局長（1名）

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の仕事を代行する必要がある場合は、その仕事を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の指示するところにより、本協議会の運営に関する仕事を行う。

(役員を選出及び任期)

第10条 役員は、役員会において選出し、総会で承認を受けるものとする。役員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会と役員会とする。

(総 会)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、原則として年1回開催し、会長が招集する。

3 総会は、次の事項について決議する。

(1) 事業の計画及び報告に関すること。

(2) 役員承認に関すること。

(3) その他、会長が特に必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、役員及び自衛隊熊本地方協力本部部員（会長からの要請）をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要と認める場合に開催し、会長が招集する。

3 役員会は、次の事項について議決する。

(1) 総会において議決された事項の計画及び実行に関すること。

(2) その他、総会の議決に要しない会務で、会長が特に必要と認めた事項

付 則

本規程は、平成27年3月4日から施行する。

熊本県自衛隊退職者雇用協議会会長 殿

入 会 申 込 書

熊本県退職自衛官雇用協議会の目的及び事業内容の趣旨に賛同し、本会への入会を申し込みます。

1 会社名 :

2 代表者

役 職 :

(ふりがな)

氏 名 :

⑩

3 所在地 : 〒

4 電話番号 :

5 担当者

役 職 :

(ふりがな)

氏 名 :

6 メールアドレス :

※ 必ずメールアドレスを記入して下さい。

◇返信先◇

メールアドレス: place-kumamoto-pco@pco.mod.go.jp

FAX : 096-319-5151

申込年月日

平成 年 月 日

* 仮入会申し込み書を送付頂いた後、担当より電話連絡します。

[仮入会申込書メールフォーム](#)

返信先:

place-kumamoto-pco@pco.mod.go.jp